

大分県報

令和元年
七月九日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一

県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………二

道路の供用開始……………二

公告

公共測量の実施……………二

公共測量の終了……………二

雑報

令和元年度行政書士試験の実施について……………三

○告示

大分県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和元年七月九日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

歯科医院丸尾崎

医療法人丸尾齒科医院

別府市西野口町一五―三六

平三一・四・一八

大分県告示第百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年七月九日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中津北

中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

3 変更した事項

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮田 亮史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外六者

変更後 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 上村 浩司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外五者

4 変更の年月日

平成三十一年四月一日外

二 届出年月日

令和元年六月二十日

三 関係書類の縦覧

縦覧期間

1

令和元年七月九日

大分県報（告示）

令和元年七月九日から同年十一月十一日まで
2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

4 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十一月十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、臼杵市野津町大字藤小野二千三百九十九番地の堀長夫ほか十一名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和元年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業(ため池整備)

山清水溜池地区

令和元・七・九から
令和元・七・二九まで

臼杵市役所

大分県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和元年七月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市清川町三玉字中島七〇六番三三から
豊後大野市清川町三玉字浦六七六番三まで

令和元・七・九

○ 公 告

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。
令和元年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

大分市大字田尻及び大字光吉

三 作業の期間

令和元年六月二十日から令和二年二月七日まで

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ、航空レーザ測深)

二 作業の地域

日田市

三 作業の終了日

平成三十年十二月二十八日

○ 雑 報

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力から、令和元年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。

令和元年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された令和元年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和元年七月八日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

一 試験日時

令和元年十一月十日（日）午後一時から午後四時まで

二 試験場所

大分大学 挟間キャンパス

由布市挾間町医大ヶ丘二―一

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

行政書士の業務に
関し必要な法令等
（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成三十一年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

行政書士の業務に関連する一般知識等
（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

2 試験の方法

(一) 試験は、筆記試験によって行う。

(二) 出題の形式は、「行政書士の業務に
関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

なお、記述式は、四十字程度で記述するものを
出題する。

令和元年七月九日

四 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

1 受験願書及び試験案内の窓口での配布

(一) 配布期間

令和元年七月二十九日（月）から同年八月三十日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布時間

午前九時から午後五時まで

(三) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター、東部振興局、別府土木事務所、臼杵土木事務所、南部振興局、豊肥振興局、豊後大野土木事務所、西部振興局、玖珠土木事務所、北部振興局、豊後高田土木事務所及び中津土木事務所並びに大分県行政書士会

2 受験願書及び試験案内の郵送での配布

(一) 配布期間

令和元年七月二十九日（月）から同年八月二十三日（金）まで

なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、七月八日（月）から八月二十三日（金）（必着）まで受け付ける。

(二) 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角型二号（A四判の用紙が折らずに入る大きさ））に、郵便切手百四十円分を貼付し、郵送すること。

(三) 請求先

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（〒二五二―〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留）

五 受験手続

1 郵送による受験申込み

(一) 受付期間

令和元年七月二十九日（月）から同年八月三十日（金）まで

(二) 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。ただし、八月三十日の消印があるものまで受け付ける。）

(三) 提出書類

大分県報（雑報）

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(四) 受験手数料の払込み

受験手数料の払込方法は、試験案内により確認すること。

2 インターネットによる受験申込み

(一) 受付期間

令和元年七月二十九日（月）午前九時から同年八月二十七日（火）午後五時まで
インターネットによる受験申込みは、八月二十七日（火）午後五時で終了し、午後五時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは二十四時間利用可能。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにアクセスし確認すること。

（ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>）

最終日（八月二十七日（火））は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることを予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。

(二) 受験手数料の払込み

ア 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みに限る。

イ 利用できるクレジットカードは次のとおり

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

ウ 利用できるコンビニエンスストアは次のとおり

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニユーヤマザキデイリーストア

3 受験手数料

七千円

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しない。

六 特例措置の実施

身体機能に障がいのある者等で受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使

用、拡大鏡の持込み等）を希望するものには、希望する措置を行うことがあるので、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）に先立って一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

特例措置の申請方法等手続の詳細については、試験案内により確認すること。

七 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

令和二年一月二十九日（水）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）する。

公示後、受験者全員に合否通知書を郵送するとともに、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

八 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館三階 電話（〇三）三二六三一
七七〇〇

大分県総務部市町村振興課行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話（〇九七）五〇六一二四〇八